

6 資第25号  
令和6年(2024年)4月11日

一般社団法人長野県産業環境保全協会会長様

長野県環境部長  
(公印省略)

多量排出事業者及び準多量排出事業者における  
産業廃棄物処理計画等の提出について（通知）

日頃から本県の廃棄物行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、多量に産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「産業廃棄物処理計画」という。）を作成して県知事に提出することとなっており、また、前年度に産業廃棄物処理計画を提出した事業者は、その計画の実施状況について報告することが義務付けられています。

併せて、長野県の廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づき、その事業活動に伴う前年度の産業廃棄物の発生量が、500トン以上1,000トン未満である事業場を県内に設置している事業者も、当該事業場に係る産業廃棄物処理計画を作成して県知事に提出することとなっており、また、前年度に産業廃棄物処理計画を提出した事業者は、その計画の実施状況を報告することが義務付けられています。

つきましては、別添の事業者に対して、別紙のとおり産業廃棄物処理計画等の提出について依頼しましたので御了知願います。

なお、会員の皆様から本制度について御照会がありましたら、長野市に所在する事業場については長野市廃棄物対策課あて、松本市に所在する事業場については松本市廃棄物対策課あて、それ以外の事業場については管轄の地域振興局環境・廃棄物対策課又は県庁資源循環推進課へお問い合わせいただくよう御助言願います。

（問合せ先）

担当：環境部資源循環推進課廃棄物政策係 中村  
電話：026-235-7187（直通）  
FAX：026-235-7259  
E-mail:junkan@pref.nagano.lg.jp



産業廃棄物処理計画を提出した事業者様

長野県環境部資源循環推進課長

### 産業廃棄物処理計画実施状況報告書等の提出について（依頼）

日頃、本県の廃棄物行政に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、貴者におかれでは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法律」という。）に基づく多量排出事業者（事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者をいう。）、又は廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（以下「条例」という。）に基づく準多量排出事業者（事業活動に伴う前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満である事業場を県内に設置している事業者をいう。）として、令和5年度に係る産業廃棄物処理計画（当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画をいう。）を提出していますので、法律又は条例に基づき、その計画の実施状況について、下記により御報告願います。

また、貴者が設置している事業場について、下記1（2）に該当する場合には、令和6年度に係る産業廃棄物処理計画を県知事に提出する義務がありますので、下記により御提出願います。（該当しない場合は、提出不要です。）

#### 記

## 1 提出様式等

### （1）実施状況報告（令和5年度実績）

提出書類	対象事業者（提出義務あり）	様式
産業廃棄物処理計画実施状況報告書	多量排出事業者	令和5年度産業廃棄物処理計画を提出した者（発生量にかかわらず必ず提出してください。）
	準多量排出事業者	法律施行規則様式第2号の9及び別紙2
特別管理産業廃棄物実施状況報告書	多量排出事業者：令和5年度特別管理産業廃棄物処理計画を提出した者（発生量にかかわらず必ず提出してください。）	条例施行規則様式第27号及び別紙2
		法律施行規則様式第2号の14及び別紙4

※ 産業廃棄物の発生量には、中間処理（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程の中途において産業廃棄物を処分するものをいう。）後の残さは含みません。ただし、廃棄物の焼却に伴い発生したばいじん、堆肥化に伴い発生した汚泥等、処分業者が排出者となる廃棄物は含まれます。

### （2）産業廃棄物処理計画（令和6年度分）

提出書類	対象事業者（提出義務者）	様式
産業廃棄物処理計画書	多量排出事業者：産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の令和5年度の発生量が合計1,000トン以上である事業場を設置している事業者	法律施行規則様式第2号の8及び別紙1
	準多量排出事業者：産業廃棄物の令和5年度の発生量が合計500トン以上1,000トン未満である事業場を設置している事業者	条例施行規則様式第26号及び別紙1
特別管理産業廃棄物処理計画書	多量排出事業者：特別管理産業廃棄物の令和5年度の発生量が合計50トン以上である事業場を設置している事業者	法律施行規則様式第2号の13及び別紙3

※ 対象事業者に該当するかの判断は、長野県ホームページ掲載の『多量排出事業者等による産業廃棄物処理計画の策定マニュアル』を参考にしてください。  
マニュアル、提出様式及び記入例は下記のホームページからダウンロードできます。

長野県ホームページ（トップページ）⇒暮らし・環境 ⇒ ごみ・リサイクル ⇒ 産業廃棄物  
⇒長野県多量排出事業者における産業廃棄物処理計画の作成等について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/sakuse/index.html> （資源循環推進課HP）

ホームページが御覧いただけない場合は、マニュアル等を送付しますので、下記担当まで御連絡ください。

## 2 提出期限

令和6年7月1日（月）

## 3 提出方法等

### （1）提出方法

原則としてながの電子申請サービス、電子データを電子メール又はCD-Rなど電子媒体により御提出してください。なお、電子データを提出することができない場合は、書類（紙媒体）1部を御提出してください。この場合、産業廃棄物処理計画等には社印等は押印しないでください。

【ながの電子申請サービス URL】

[https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=41828](https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=41828)

※上記の県HP(長野県多量排出事業者における産業廃棄物処理計画の作成等について)にも掲載しています。

### （2）提出先

電子データ、書類ともに、管轄地域振興局環境・廃棄物対策課に御提出してください。

※ながの電子申請サービスで提出していただいた場合は、提出先を自動で振り分けますので便利です。

※令和3年度から松本市が中核市に移行したことに伴い、松本市内に事業場を設置している事業者の方は松本市に御提出ください。

### （3）留意事項

御提出に当たっては、氏名等の個人情報等を記載しないでください。

## 4 公表について

御提出のあった産業廃棄物処理計画及び実施状況報告書は、1（2）に記載のホームページで公表します。

### （問合せ先）

担当：環境部資源循環推進課廃棄物政策係 中村

住所：長野県長野市南長野幅下692の2

電話：026-235-7187（直通）

FAX：026-235-7259

E-mail：[junkan@pref.nagano.lg.jp](mailto:junkan@pref.nagano.lg.jp)